

守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）

平成27年12月11日版

目 次（案）

第1章 計画（分冊）の概要

1. 計画（分冊）策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画（分冊）の位置づけと期間.....	2
3. 計画（分冊）の基本的な考え方.....	3
4. 計画（分冊）の推進.....	9

第2章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題

1. 施策の取組み状況.....	11
------------------	----

第3章 施策目標別の展開

「第3章 施策目標別の展開」の見方.....	13
施策目標1. 子どもの豊かな成長支援.....	14
施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり.....	21
施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進.....	23
施策目標6. 地域力の活用による子育て支援.....	24
各種事業・取組みの掲載先一覧.....	27

資料編

1. 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則	
2. 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会委員名簿	
3. 計画（分冊）策定の経緯	
4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）」に係るパブリックコメントについて	
5. 計画の体系	
6. 用語集	

第1章 計画（分冊）の概要

1. 計画（分冊）策定の背景と趣旨

（1）計画（分冊）策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成17年（2005年）には合計特殊出生率が1.26まで低下しましたが、平成18年（2006年）以降はわずかながら増加に転じ、平成26年（2014年）では1.42となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言われています。

平成15年（2003年）には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主および特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

これを踏まえ、地方公共団体、一般事業主および特定事業主の各々が健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取り組みを進めてきました。

次世代育成支援対策推進法は10年の時限立法でしたが、現在、子どもがすこやかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取り組みを更に充実していく必要があることから、同法の有効期限が10年間延長され、市町村行動計画の策定は各市町村の判断に委ねられました。これを踏まえ、本市では、平成26年度（2014年度）に「守口市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本編」という。）を次世代育成支援行動計画の一部と兼ねて策定しました。

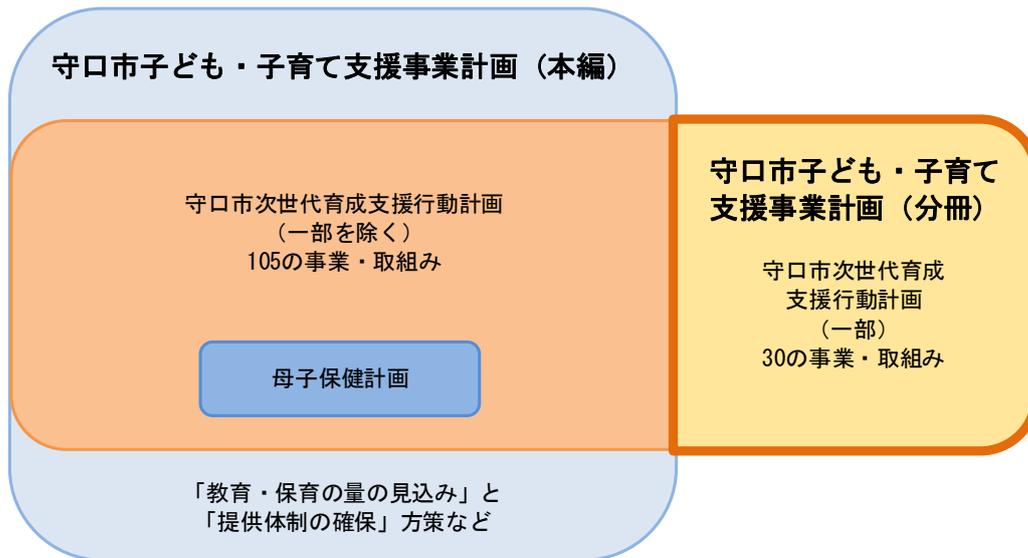
（2）計画（分冊）策定の趣旨

この計画（分冊）は、子どもの健全育成や次代の親の育成、社会教育など、昨年度策定した本編で「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった事業・取組みについて、その内容・今後の展開を明らかにし、本編と合わせて守口市次世代育成支援行動計画として完結させるものです。

2. 計画（分冊）の位置づけと期間

（1）計画（分冊）の位置づけ

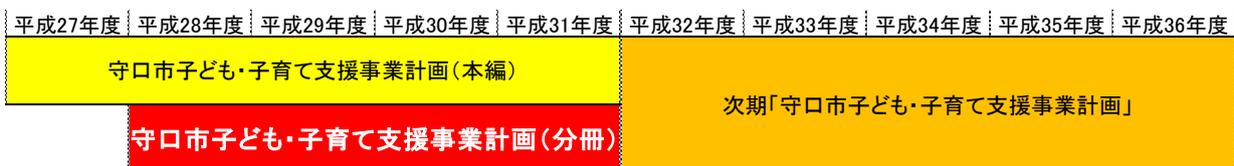
本編において、「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとされた30の事業・取組みについて、国が定めた行動計画策定指針（以下、「策定指針」という。）を踏まえ、今後の展開をこの計画（分冊）で明らかにすることにより、本編と合わせて守口市次世代育成支援行動計画として完結させるものです。



（2）計画（分冊）の期間

この計画（分冊）の期間は、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までの4年間とします。

また、平成31年度に次期「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に、本編とこの計画（分冊）を一つにまとめます。



3. 計画（分冊）の基本的な考え方

（1）基本理念と重点方針

この計画（分冊）は、昨年度策定した本編で「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとなった30の事業・取組みについて、今後の展開を明らかにすることにより、本編と合わせて守口市次世代育成支援行動計画として完結させるものです。そのため、この計画（分冊）は本編の「第4章 計画の基本的な考え方」で定めた基本理念『子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口』や重点方針のほか、以下に掲げる基本的な視点、施策目標、計画の体系については共有し、本編における考え方や策定指針と整合性を保ち構成します。

（2）基本的な視点

「子どもの最善の利益」の実現を目指し、「子ども・子育て支援新制度」の適切な運用を通じて子どもや子育て家庭に必要な支援を行うとともに、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、職場その他において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、以下の6つの視点から総合的な子ども・子育て支援施策を推進していきます。

①子どもの視点

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるよう、子どもの視点に立った取組みを推進していきます。

また、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもについては、早期の発見と対策を通じて、一人一人の成長を支える取組みを推進していきます。

②次代を担う子どもを育成する視点

子どもは次代の親であるという長期的視点から、子どもが自然とのふれあいや他人との多様ななかかわりの中で、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための取組みを進めます。

また、就学前の子どもの小学校への円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所等の教育・保育施設と小学校との緊密な連携を図り、子ども自身の戸惑いや保護者の不安の解消に努めます。

③子育て家庭を支援する視点

親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、子育てに関する不安の解消を図るため、専門的な知識や豊富な経験を持つ人材の確保、相談機能の充実や経済的支援等、すべての子育て家庭への支援という視点に立った取組みを推進します。また、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支える観点から必要な支援に努めます。

④地域社会全体での支援の視点

「子どもは社会の宝」であり、子育ては地域全体で支えるという考えのもと、家庭、教育・保育を担う施設、地域の人々、事業者および行政機関が、子どもと子育て家庭を支える担い手としてそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関によるネットワークを活用して連携・協働し、子どもや子育て家庭に関する課題の解決に当たるといった視点に立った取組みを推進していきます。また、保護者による養育を支援することが特に必要な子どもに対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し重層的なセーフティネットを確保する取組みを推進します。

⑤待機児童の解消と就学前の教育・保育に関する選択肢の拡大の視点

「子ども・子育て支援新制度」では、保育の必要性の有無にかかわらず就学前の教育・保育が受けられる認定こども園制度に関する認可や指導監督、財源措置の一本化等の改善や家庭的保育事業等による保育の充実が図られます。また、子育てサービスの利用支援や地域の実情に合わせて行われるさまざまな支援サービスの法的位置づけが明確化されます。

これら新たな制度を最大限に活用し、待機児童の解消を図るとともに、就学前の教育・保育に関する子ども・保護者の選択肢を拡大する視点に立った取組みを推進していきます。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

就労中または就労の継続を希望する保護者が、子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現という視点に立った取組みを推進します。

また、仕事と家庭生活の両立を実現するためには、現状では特に男性の育児への参加が重要であることから、必要な環境整備を促進する観点から事業者に対する啓発等の取組みを推進します。

(3) 施策目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、次の6つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法の趣旨、子ども・子育て支援法に基づく基本指針や策定指針等を踏まえながら、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の量的拡大および質的向上を実現していくための基盤整備を行い、包括的な子ども・子育て支援の枠組みの確立を目指します。

①子どもの豊かな成長支援

小児医療や妊婦・乳幼児健診、保健指導の充実等を通じて、子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図ります。

就学前の教育・保育の充実を図り、小・中学校における学力や体力の向上に向けた取組みを進めます。

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進し、より多くの子どもたちが就学前の教育の機会を得られるよう新制度の適切な運用に取り組んでいきます。

現在の公立幼稚園については、望ましい教育環境で、生涯にわたる学習の基礎を培うという観点から、現在の規模を見直すとともに認定こども園への移行を進めます。

障がいのある子どもが、より豊かに育ち、学ぶことができるよう、支援体制の充実と教育・保育の環境整備に努めるとともに、保護者への支援に取り組んでいきます。

また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図り、関係機関との連携を強化します。

②子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを交通事故や不慮の事故、犯罪被害から守る取組みを推進します。子どもを守るため、安全を確保するための知識や防犯意識の啓発、警察等の関係機関や地域の各種団体との連携強化を図り、子どもが安全に育つまちづくりを目指します。

また、市内の教育・保育施設における早期の耐震化に努めます。

③子どもの人権尊重と権利擁護の推進

子育てに関する相談・支援体制の充実に取り組む、児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため関係機関と密接に連携していきます。また、学校における人権教育やこころの教育を充実させ、いじめの防止や子どもの立ち直りへの支援に努めるとともに、市民への人権啓発および地域における人権学習の機会の充実を通じて、子どもの人権を守る高い意識をもつ社会の実現を目指します。

④子育てにゆとりがもてる環境づくり

子育てがストレスなくできる環境づくりを、子育てバリアフリーの観点と子育てに関する不安の解消の観点、さらには経済的な負担の軽減の観点から進めます。具体的には、道路のバリアフリー化、安全に楽しく遊べる公園づくり、子育てに便利な施設・設備の普及等子育てを支援する観点からの都市基盤づくり、子育てに役立つ情報の積極的な発信および相談窓口の充実と周知、認定こども園等での地域子育て支援事業等を通じて在宅子育てへの支援を促進するとともに、子育て中の親同士の交流促進、外国人へのわかりやすい子育て情報の提供等、子育て環境の充実を目指します。

⑤子育てと仕事の両立支援

待機児童ゼロを目指し、働きながら子育てをしている人たちのニーズに応え多様な保育サービスの充実を図ります。

認定こども園、幼稚園および保育所等教育・保育施設の特色や特長を生かしながら待機児童を効果的に解消するためには、保育ニーズのみの0～2歳児には保育所や認定こども園、地域型保育事業者等確実な受け皿を確保する一方、就学前の教育・保育の両方のニーズがある3～5歳児については、幼稚園での預かり保育や認定こども園による受け皿の確保が有効です。

そのため、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う市内の私立の教育・保育施設の認定こども園への移行、認可外の保育施設等が提供する地域型保育事業の動向等を踏まえ、私立の教育・保育事業者が認定こども園に移行し守口市の待機児童の解消に資するために必要な支援、地域型保育事業を行う事業者への適切な支援を行うとともに、公立保育所にあっては、公立施設としての責任と役割を明確化し施設数の集約化を行いながら認定こども園への移行を進めます。また、病児・病後児保育など多様なニーズに対応するため、必要な支援を行います。

現在、すべての小学校で実施している放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）についても引き続き取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援、子どもの保育所への優先的な入所、子育て短期支援事業の実施等、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のために必要な事業の推進に努めます。

さらに、男女がともに子育てをする意識の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会を目指して、育児休業の取得促進、労働時間の短縮、テレワークの導入等子育て世代の働き方の改善を促進するため、事業者への啓発等を図り、就労中または就労を希望する保護者が子どもと過ごす豊かな時間を確保できる環境整備を目指します。

⑥地域力の活用による子育て支援

家庭内では核家族化が進行し、地域においては少子高齢化や共働き世帯の増加等に伴って、いわゆる「向こう三軒両隣」といった住民どうしの昔ながらの付き合いが少なくなり、若い人が出産や育児に関して相談できる人が少なくなっています。

このような中、地域の子育てサークルへの参加や世代間交流の場等は、子育てをしていく上で必要な知恵の獲得や不安の解消に大きな役割を果たしています。

また、子どもを犯罪等から守る取組みも、多くの地域住民の理解と協力が不可欠です。

現在、すべての小学校で実施している放課後における子どもの居場所づくりについても、地域の方々の協力を得ながら引き続き取り組んでいきます。

また、保護者による養育を支援することが特に必要な子どもに対しては、地域のさまざまな資源を活用するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。さらに、個人情報管理に細心の注意を払いながら、子どもの健やかな成長を守り保護者を支えるために必要な措置を機動的にとることができるよう体制の整備を目指します。

「子どもは社会の宝」、「子育ては社会全体で支えるもの」との認識に立ち、地域力による温かい子育ての輪が広がるまちづくりを目指します。

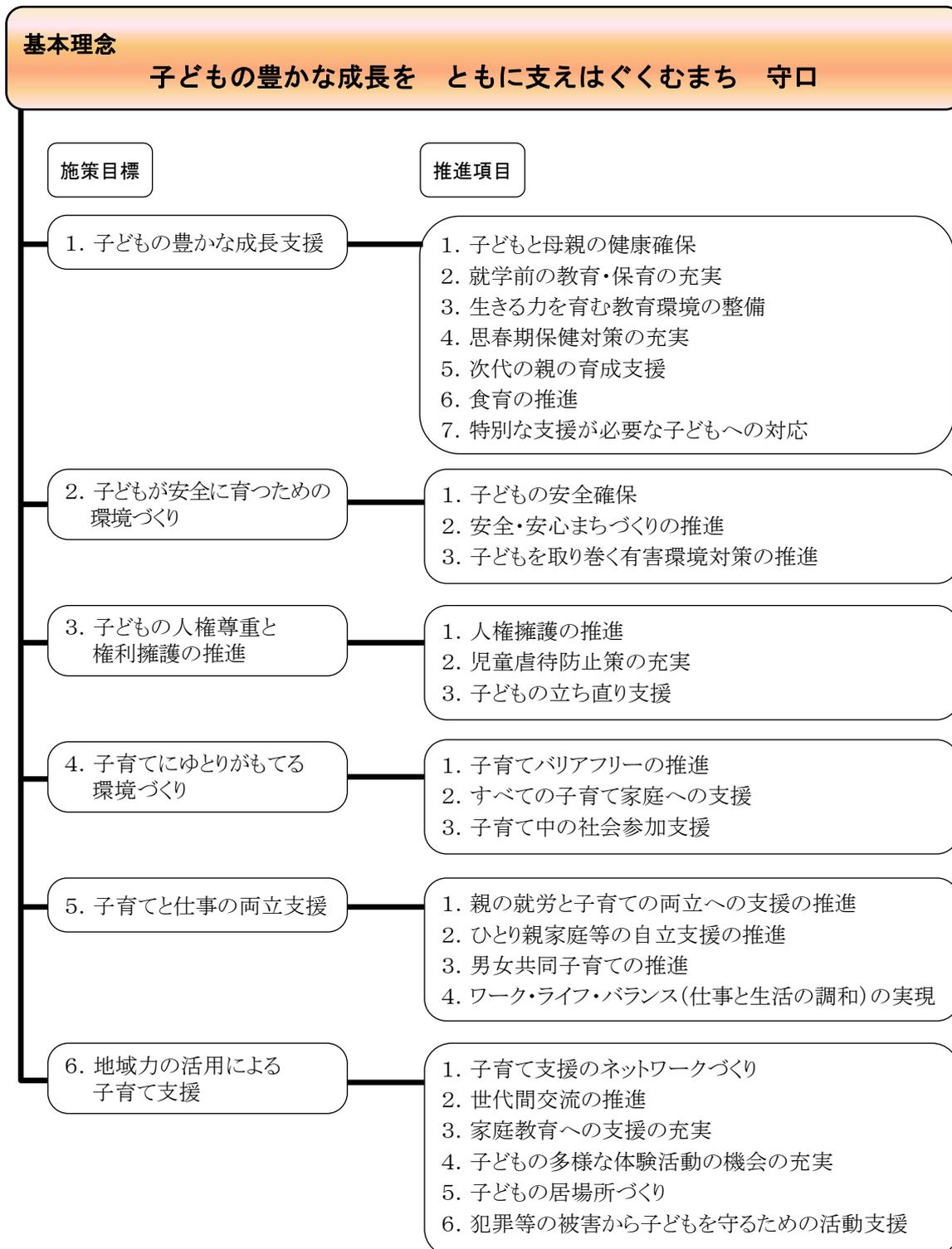
(4) 推進項目

6つの施策目標を更に推進項目として展開し、その内容に沿った事業・取組みの内容や今後の展開を示し、推進していきます。

(5) 計画（分冊）の体系

守口市子ども・子育て支援事業計画における体系図は次のとおりです。

【守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】



4. 計画（分冊）の推進

（1）計画（分冊）の推進体制

この計画（分冊）の推進にあたっては、守口市は、国や大阪府との連携はもちろん、市民、地域、関係団体や子育てに係る事業者等と連携し、それぞれの主体が子どもの最善の利益を守るという立場に立って、自らの役割を果たしながら協働による取組みを進められるよう努めます。

さらに、より望ましい子育て環境をできるだけ早期に実現するため、市の各組織・部局間の連携体制を確立し、組織の垣根を越えた多角的な取組みを進めます。

また、本編及びこの計画（分冊）に掲載している事業のみならず、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応し、新たな課題にも積極的に取り組み、必要な施策の推進に努めます。

（2）計画（分冊）の広報・啓発

この計画（分冊）に掲げる事業の推進にあたっては、本編の基本的な考え方や方向性を踏まえ、市民、地域、子育てに係る事業者、関係機関等の理解と協力を得て取り組んでいきます。

また、広報紙、市ホームページ等の媒体の活用はもとより、子育て中の保護者が利用する公共施設等への資料の配置を含め、在宅子育て家庭へも必要な情報が届くよう効果的な方法を工夫し、広く周知・啓発に努めます。

（3）計画（分冊）の進捗管理

この計画（分冊）は、毎年度、事業の進捗管理を行いその結果を広報紙や市ホームページ等で公表します。

第2章 守口市次世代育成支援後期行動計画の 評価と課題

1. 施策の取組み状況

「守口市次世代育成支援後期行動計画」においては、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念に、子どもが健やかに育つこと、安心して子どもを生み育てる環境をつくること、地域の子育て力を育むことを目指し、あらゆる視点から総合的な子育て支援を行ってきました。

「守口市次世代育成支援後期行動計画」に記載のある事業・取組みのうち、この計画（分冊）で検討する30の事業・取組みについて、その進捗状況に関して事業担当課による自己評価から現状および今後の方向性を示します。

（1）事業評価の考察

この計画（分冊）では、本編の「第5章 施策目標別の展開」の中で、「次期次世代育成支援後期行動計画で検討」と記載されている30の事業・取組みのなかで、進捗が特に遅れている項目や今後力を入れていく項目について、今後の方針を検討しました。

施策目標1. 子どもの豊かな成長支援

・ **推進項目4. 思春期保健対策の充実** （注）守口市次世代育成支援後期行動計画 推進項目5に該当

小・中学校では授業のなかで喫煙や薬物乱用防止、犯罪防止教室などを開催し、子どもの心身の健康について自ら考える機会を設けています。最近ではシンナーに加え、危険ドラッグ等の薬物が社会問題となっており、今後一層、薬物を使用することの危険性を周知していく必要があります。

→ **現在、社会問題となっている危険ドラッグ等の薬物についても、危険性を周知し、薬物乱用の未然防止に努める必要があります。**

・ **推進項目5. 次代の親の育成支援** （注）守口市次世代育成支援後期行動計画 推進項目6に該当

次代の親となる中学校生徒たちが、子どもや家庭の大切さを理解できるように職場体験などを通して認定こども園、幼稚園、保育所および保育園（「保育所および保育園」は、以下「保育所」という。）を訪問し、幼い子供とふれあいながら、子どもを生み育てることの意義を学ぶ取組みを行っています。

→ **引き続き、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さを周知していくような取組みを行う必要があります。**

（注）「守口市子ども・子育て支援事業計画」は「守口市次世代育成支援後期行動計画」を基に体系化していますが、本編において施策の内容等を踏まえ、**施策目標1. 子どもの豊かな成長支援**の「推進項目2」のすべての事業を、「推進項目1」の中に組み入れました。このため、そのあとの番号が繰り上がり、「守口市子ども・子育て支援事業計画」と「守口市次世代育成支援後期行動計画」の**施策目標1**の推進項目の番号が異なっています。（詳しくは資料編参照。）

施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり

・推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年、スマートフォン^{*}等の新たな情報機器の普及とともに、より身近になったインターネット環境ですが、保護者や青少年育成団体に関わる指導者等への有害情報の防止対策に関する講演会・研修会への参加の促進は進んでいません。

また、SNS^{*}やコミュニティサイトに起因するいじめ問題等、子どもを取り巻くインターネット環境が変化し、問題が複雑化しています。

→ **青少年がインターネットを適切かつ安全・安心に利用出来るようにするため、保護者や青少年育成団体に関わる指導者等への有害情報の防止対策に関する講演会・研修会を実施していくとともに、参加を促進していきます。**

また、SNSやコミュニティサイトに起因するインターネット上でのいじめを防止し、インターネットを適切かつ安全・安心に利用するための情報モラル教育を推進していきます。

施策目標6. 地域力の活用による子育て支援

・推進項目3. 家庭教育への支援の充実

家庭教育への支援として、市民を対象とした家庭教育講座の開催、視聴覚ライブラリー教材の貸出等の取組みを進めてきましたが、視聴覚ライブラリー事業については取組みが遅れている状況です。また、就学前調査の結果によると、家庭教育に関する学級・講座に対する認知度、利用の割合はともに低くなっています。

→ **家庭教育は子どもの健全な成長に重要な役割を担うという視点から、家庭の教育力を向上させる取組みが求められます。今後は、視聴覚ライブラリー事業において、視聴覚教材の充実を通じて、家庭教育や教育・保育に携わる人たちの研修に資する内容にしていく必要があります。さらに、市が行っている家庭教育への支援事業や家庭教育に関する学級・講座の認知度を上げるとともに、参加しやすい環境整備、ニーズに合わせた学級・講座を実施していくことが必要です。**

・推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実

青少年育成団体の活動支援について、事業の進捗状況はおおむね順調であるものの、活動場所の確保や団体の自主的な運営の確立等が課題となっています。また、就学後調査の結果によると、地域での自然体験、社会参加、文化活動に参加したことがない小学生は2割以上となっており、参加していない理由としては「活動に関する情報がなく参加しにくい」、「活動の内容に興味や関心がない」が多くなっています。

→ **指導員の確保等、団体の運営に対する支援を充実させるとともに、活動への参加を促進する取組みとして、活動内容の改善、体験しやすい環境の整備、活動に関する情報提供を行っていく必要があります。**

第3章 施策目標別の展開 (イメージ)

「第3章 施策目標別の展開」の見方

この計画（分冊）では、守口市子ども子育て支援事業計画の135の事業・取組みのうち、本編にて「次期次世代育成支援行動計画で検討」することとした30の事業・取組みの「内容・今後の展開」を掲載しています。

なお、守口市子ども・子育て支援事業計画の各種事業・取組みの掲載先については本章の最後に記載しています。

【関連事業等の概要】の対象者の見方について

【見本】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
26	進路先訪問	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校では、進学する中学校を訪問し、クラブ活動を体験することなどにより、不安なく中学校……（省略） 小 市立小学校に通う6年生 	小 Ⓔ	学校教育課

内容・今後の展開ごとの対象者を下記の9種類の □アイコン と3種類の ○アイコン で表記しています。

- アイコン は対象者区分を示しています。
- アイコン は対象者の詳細を示しています。

乳…0歳から2歳までの乳幼児

本…本人が対象

幼…3歳から就学前までの幼児

保…保護者が対象

小…6歳から11歳までの小学生

配…配偶者が対象

中…12歳から14歳までの中学生

(例) **乳**Ⓔ……0歳から2歳までの乳幼児本人が対象

高…15歳から17歳までの子ども

乳Ⓔ……0歳から2歳までの乳幼児の保護者が対象

未…18歳から19歳までの未成年

妊ⒺⒻ……妊婦本人とその配偶者が対象

妊…妊婦

対…対象を限定しないもの（主な対象がある場合には、内容・今後の展開で詳しい対象者を説明しています。）

他…上記8種類の対象以外のもの（内容・今後の展開で詳しい対象者を説明しています。）

(注) 【見本】の対象者欄を見ると、**小**のようにアイコンの色が反転しているものがあります。これは対象者区分の年齢をさらに細かく区分していることを示しています。例えば、【見本】の「進路先訪問」は、市立小学校に通う6年生を対象とするため、6歳から11歳までの小学生を示す**小**ではなく、**小**と表記し、内容・今後の展開欄で、アイコン**小**の横に詳しい対象者を説明しています。

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

子どもの豊かな成長のため、子どもと母親の健康を守る取組みや、教育・保育とその環境の充実を図り、障がいのある子どもへの支援体制の充実、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と適切な対応に努めます。

施策目標	推進項目
子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保 2. 就学前の教育・保育の充実 3. 生きる力を育む教育環境の整備 4. 思春期保健対策の充実 5. 次代の親の育成支援 6. 食育の推進 7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

・推進項目 3. 生きる力を育む教育環境の整備

基礎・基本の学力を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性、健康と体力等「生きる力」の育成を図るとともに、不登校等に悩む小中学生や保護者に対する教育相談等を実施します。

この推進項目は、17 の事業・取組みのうち、10 の事業・取組みを推進します。7 の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

なお、本編にある施策 No. 30「花の苗づくり事業」は、この計画（分冊）において「花の植栽を通じた障がいのある人との交流」に、施策 No. 33「学校評議員制度の設置」は「学校評議員制度の活用」に、施策 No. 34「校内相談窓口の設置」は「校内相談窓口の活用」にそれぞれ事業・取組みの名称を変更しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
26	進路先訪問	■ 市立小学校では、進学する中学校を訪問し、クラブ活動を体験することなどにより、不安なく中学校へ進学できるように図ります。 小 市立小学校に通う6年生	小 Ⓟ	学校教育課
		■ 市立中学校では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めていきます。 中 市立中学校に通う3年生	中 Ⓟ	

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
27	職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校では、複数日に亘る職場体験学習を実施し、また子どもたちが自身の体験を発表し共有することで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成していきます。 <p>中 市立中学校に通う2年生</p>	中 ④	学校教育課
28	自然体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による農業体験等の出前授業*や宿泊行事の星空観察など、市立小・中学校に通う子どもが自然に触れる機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めていきます。 <p>小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒</p>	小 ④ 中 ④	学校教育課
29	福祉体験	<ul style="list-style-type: none"> 車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育を進めていきます。 <p>小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒</p>	小 ④ 中 ④	学校教育課
30	花の植栽を通じた障がいのある人との交流	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 <p>幼 市立幼稚園に通う園児 小 市立小学校に通う児童</p>	幼 ④ 小 ④	保育・幼稚園課 学校教育課

第3章 施策目標別の展開

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
31	図書環境の充実と読み聞かせ	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所で、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努め、また職員をはじめ、地域コーディネーターや中学生による絵本などの読み聞かせを行っていきます。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">幼</div>	保育・幼稚園課
		<ul style="list-style-type: none"> 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、在園児だけでなく園庭開放などの機会を利用して未就園児にも絵本の貸出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨していきます。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">乳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">幼</div>	
		<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 <p>小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中</div>	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校において、学校司書やボランティアによる読み聞かせを行うほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行っていきます。 <p>小 市立小学校に通う児童</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小</div>	
		<ul style="list-style-type: none"> 第二次守口市子ども読書活動推進計画（平成28年度策定予定）に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所での読み聞かせや小・中学校や市内図書室の図書環境の充実、ムーブ21（守口市生涯学習情報センター）での読書事業を推進していきます。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">乳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">幼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">小</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中</div>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ムーブ21（守口市生涯学習情報センター）では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めるとともに、図書館司書等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っています。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対</div>			

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
32	中学校校区連携推進協議会（すこやかネット）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、公民館、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	対	保育・幼稚園課 学校教育課 生涯学習課
33	学校評議員制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員は、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くためのものであり、意見を積極的に聞くことで学校運営の改善に活かしていきます。 	他	学校教育課
		他 市立小・中学校		
34	校内相談窓口の活用	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校において相談窓口を設置し、相談に応じていくことで、セクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見に努めます。 	小⓪ 中⓪	学校教育課
		小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒		
35	人権侵害防止のための研修	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護について、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施していきます。 	他	学校教育課
		他 市立小・中学校の教職員		

・推進項目4. 思春期保健対策の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに明るく活力ある生活を営むために、自らの健康や性、心の問題等について考える機会を充実していきます。

この推進項目は、4の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策 No. 42『「犯罪防止教室」の開催』は、この計画（分冊）において『「非行防止教室」の開催』に事業・取組みの名称を変更しています。

また、本編の施策 No. 40『「喫煙防止教室」の開催』については、施策 No. 42『「非行防止教室」の開催』と統合したため、守口市子ども・子育て支援事業計画における施策 No. 40 は欠番とします。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
41	「薬物乱用防止教室」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止することを目的とした指導を行っていきます。 ■ 市立小・中学校で、ボランティア団体や保護司会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催していきます。 <p> 小 市立小学校に通う5・6年生 中 市立中学校に通う生徒 </p>	<p style="text-align: center;"> 小 ⊕ 中 ⊕ </p>	学校教育課
42	「非行防止教室」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校の授業において、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行っていきます。 ■ 市立小・中学校で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止教室」を開催していきます。 <p> 小 市立小学校に通う5・6年生 中 市立中学校に通う生徒 </p>	<p style="text-align: center;"> 小 ⊕ 中 ⊕ </p>	学校教育課
43	性教育・エイズ教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し性教育・エイズ教育に取り組んでいきます。 <p> 小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒 </p>	<p style="text-align: center;"> 小 ⊕ 中 ⊕ </p>	学校教育課

・推進項目5. 次代の親の育成支援

次代の親となる子どもたちに男女が共同して家庭を築き、子育てに希望がもてるよう、必要な経験、知識を得る機会を充実していきます。

この推進項目は、2の事業・取組みですが、1の事業・取組みを推進します。1の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
45	乳幼児とのふれあい体験	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立中学校では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを生み育てることの意義を理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進していきます。 <p>中 市立中学校に通う生徒</p>	中④	学校教育課

第3章 施策目標別の展開

・推進項目6. 食育の推進

食生活は生涯にわたる健康の基礎となることから、食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指していきます。

この推進項目は、5の事業・取組みですが、3の事業・取組みを推進します。2の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

なお、本編にある施策No.48「小学校における食育」は、この計画（分冊）において「小・中学校における食育」に事業・取組みの名称を変更しています。

また、本編の施策No.49「中学校における食育」及び施策No.50「食生活に対する知識の普及」については、施策No.48「小・中学校における食育」と統合したため、守口市子ども・子育て支援事業計画における施策No.49・50は欠番とします。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
48	小・中学校における食育	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組んでいきます。 小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 小 ⊕ 中 ⊕ 	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校では給食だより等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えていきます。 小 市立小学校に通う児童 中 市立中学校に通う生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 小 ⊕ ⊕ 中 ⊕ ⊕ 	
		<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めさせていただきます。 小 市立小学校に通う児童 	<ul style="list-style-type: none"> 小 ⊕ 	

施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを事故や犯罪被害から守るため、交通安全指導や知識の普及、関係機関や地域との連携強化等を進めます。また市内の教育・保育施設における早期の耐震化に努めます。

施策目標	推進項目
子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保 2. 安全・安心まちづくりの推進 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

・推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の健全な育成を阻害する環境または非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めていきます。

この推進項目は、3の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策 No. 67「インターネット上の有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進」は、この計画（分冊）において「インターネット等における有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進」に事業・取組みの名称を変更しています。

また、この計画（分冊）では新たな事業・取組みとして、施策 No. 67-2「情報モラル教育の推進」を追加します。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
66	書店・コンビニ等の立入調査	■ 青少年社会環境実態調査として、青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全課と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ等への立入調査を実施し、陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけていきます。 他 書店・コンビニ等	他	スポーツ・青少年課
67	インターネット等における有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進	■ SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年団体関係者が、専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進していきます。 他 青少年団体関係者	他	スポーツ・青少年課

第3章 施策目標別の展開

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
67-2	情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ICT教育*導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施していきます。 	他	教育センター
		<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう、子ども自らがスマートフォンやSNS等の使用について考える機会を提供したり、保護者等に向けてフィルタリング*の啓発を行うなど、出前授業を行っていきます。 	対	
68	青少年の非行防止活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発活動（7月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（11月）、「子ども・若者育成支援強調月間」に街頭指導を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう、努めます。 	小⓪ 中⓪ 高⓪	スポーツ・青少年課

施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

子どもの人権を守る高い意識を持つ社会を実現するため、学校等における人権教育や市民への人権啓発の充実、いじめの防止や立ち直りへの支援に努めます。また、子育てに関する相談・支援体制を充実し、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対策を行うため、関係機関と密接に連携していきます。

施策目標	推進項目
子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進 2. 児童虐待防止策の充実 3. 子どもの立ち直り支援

・推進項目3. 子どもの立ち直り支援

不登校やいじめ等の悩みをもつ小・中学生に対して、より適切な対応ができるように関係機関等が連携し、子どもの立ち直りのための支援を充実していきます。

この推進項目は、3の事業・取組みですが、1の事業・取組みを推進します。なお、2の事業・取組みについては、本編に掲載しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
82	子どもサポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター*等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。 	小④ 中④ 高④	学校教育課

施策目標6. 地域力の活用による子育て支援

地域力による子育ての輪が広がるまちづくりを目指して、地域における子育てサークルの活動への支援や世代間交流の推進、放課後の子どもの居場所づくり等に取り組むとともに、子どもを犯罪等から守るための活動を推進します。

施策目標	推進項目
地域力の活用による 子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 世代間交流の推進 3. 家庭教育への支援の充実 4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実 5. 子どもの居場所づくり 6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

・推進項目3. 家庭教育への支援の充実

子どもにとって、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断等倫理観や社会マナーを身につける教育の原点となる家庭教育への支援を充実していきます。

この推進項目は、3の事業・取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
122	家庭教育講座の開催	■ 就学前の子どもの保護者に対して、講師による講座やママカフェ※を開催し、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるために重要な役割を果たす家庭教育を推進していきます。	乳保 幼保	公民館
123	守口親まなびの会の活動支援	■ 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ※”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実に図ります。	対	生涯学習課

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
124	視聴覚ライブラリー事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育を推進するため、PTAや教育・保育に携わる人たち等に視聴覚機材等の貸出しを行い、子育てについての研究発表や研修会等に役立ててもらえるよう支援していきます。 	対	生涯学習課

・ **推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実**

公民館や学校等の施設、また子ども会や青少年育成指導員連絡協議会、中学校校区連携推進協議会等といった地域の資源を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動のできる機会を充実していきます。

この推進項目は、6の事業・取組みを推進します。

なお、本編にある施策No.125「公民館、ムーブ21等での講座・教室の開催」は、この計画(分冊)において「子ども体験学習」に事業・取組みの名称を変更しています。

【関連事業等の概要】

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
125	子ども体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 各公民館において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。 	小 [Ⓢ]	公民館
		<ul style="list-style-type: none"> ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)にて、夏休みファミリーフェスタ、子ども図書館司書1日体験教室、星空ウォッチング(大日公園天体観望会)など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施していきます。 	乳 [Ⓢ] 幼 [Ⓢ] 小 [Ⓢ] 中 [Ⓢ]	生涯学習課
126	芸術・伝統文化にふれる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事、また、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では美術展覧会やクラシック音楽鑑賞会、エナジーホール(守口文化センター)では、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供していきます。 	対	生涯学習課

第3章 施策目標別の展開

施策No.	事業・取組み	内容・今後の展開	対象者	担当課
127	地域コーディネーターの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーターは大阪府の養成講座を受けた修了者が中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施しており、その活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。 	対	生涯学習課
128	青少年育成団体*の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域において活動する青少年団体に活動場所の提供や定期演奏会の周知、入団希望者を増やすためのPR、入団式・卒団式の支援などを行うことで、青少年のスポーツや文化に関わる活動を促進していきます。 	小Ⓢ 中Ⓢ 高Ⓢ	スポーツ・青少年課
129	青少年育成指導員*校区活動*支援	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行っていきます。 	他	スポーツ・青少年課
		<ul style="list-style-type: none"> こども親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援していきます。 	小Ⓢ 中Ⓢ 高Ⓢ	
再掲 32	中学校校区連携推進協議会(すこやかネット)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、公民館、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などのイベントを開催していきます。 	対	保育・幼稚園課 学校教育課 生涯学習課